

国際ソロプチミスト定款

1973年8月 — 米国、ニューヨークで開催の国際理事会にて承認。
1974年9月 — イタリア、ミラノ；1978年9月 — 英国、ケンブリッジ；1979年6月 — 米国、ハワイ州ホノルル；1980年9月 — 米国、カリフォルニア州サンディエゴ；
1981年8月 — 西インド諸島、バルバドス；1982年9月 — スコットランド、エアー；
1984年9月 — 英国、ケンブリッジ；1985年8月 — ベルギー、ルーバン・ラ・ヌーブ；
1986年9月 — 英国、ケンブリッジ；1987年7月 — オーストラリア、メルボルン；
1988年9月 — 英国、ケンブリッジ；1989年7月 — 米国、カリフォルニア州、サクラメント；
1990年9月 — 英国、ケンブリッジ；1991年7月 — 英国、ノッティンガム；
1992年9月 — 英国、ケンブリッジ；1994年9月 — 英国、ケンブリッジ；1998年8月 — 英国、ウィンザー；
1999年 — フィンランド、ヘルシンキ；2000年8月 — 英国、ウィンザー；
2001年8月 — ドイツ、ポツダム；2005年8月 — 米国、デンバー；
2006年8月 — 英国、ウィンザーにて開催の理事会で改正。

第1条

名称と定義

第1項 本組織は、国際ソロプチミストと称する。

第2項 国際ソロプチミストは、職業分類された女性による奉仕クラブで構成されるソロプチミスト連盟の連合体である。会員は招請による。

第2条

目的と決意

第1項 国際ソロプチミストは、管理職、専門職に就いている女性の世界組織であり、「理解促進、提唱、活動」を通しての女性のグローバル・ボイスである。国際ソロプチミストは、国際親善と理解および友情を通じて、

- 女性の地位向上
- 高い倫理基準
- 万人の人権
- 平等、開発、平和

を求め努力することを目的とする。

国際ソロプチミストは、

- 地方・国内・国際社会への奉仕
- 社会のあらゆるレベルの意思決定への積極的参加

に取り組むことを決意する。

第2項 国際ソロプチミストは、

- a) 全世界のソロプチミスト連盟が協同一致し、
- b) 国際理解、親善、平和を促進するために、政府間機関ならびにその他の機関に協力し、
- c) ソロプチミズムの目的を全世界に普及する

ことを決意する。

第3項 以上の目的推進のため、国際ソロプチミストは、不動産や動産の所在する管轄地の法律で許されている方法で、不動産を購入したり、資金を保有することができる。

第3条

ポ リ シ ー

国際ソロプチミストは、その目的およびプログラムに関連する国際的国家的問題に関心を寄せることを本旨とする。国家間の政治論争、政党や宗派の問題に関しては、厳正中立の立場を保つ。

第4条

会 員

第1項 国際ソロプチミストの会員は、ソロプチミスト・クラブが所属している連盟で構成されるものとする。

第2項

i) 国際ソロプチミストの会員に招請されるには、女性は次の要件のいずれかを満たす必要がある：

a) 専門職またはビジネスに、あるいは専門職またはビジネス従事者に相当する地位または責務を有する職業に従事している。

または

b) 専門職またはビジネスを、あるいは専門職またはビジネス従事者に相当する地位または責務を有する職業を最近退職したか、あるいは一時的に離職している、または終身引退している。

または

c) 新たに専門職またはビジネスに、あるいは専門職またはビジネス従事者に相当する地位または責務を有する職業に従事しようとしている。

ii) クラブは、自分たちの会員が、クラブが所在する地域環境を代表する専門職、ビジネス、職業から集められるようにしなければならない。

iii) 認証は、本項 (i) a) の資格要件を満たす会員最低 18 名を有するクラブに与えられる。

iv) 認証後には、クラブは、上記の本項 (i) a) の資格要件を満たす 15 名以上の会員を維持しなければならない。

第3項 上記の第2項(iii)の要件を満たさないクラブは、関連のある連盟の規定あるいは国際ソロプチミストの定めた条件に準拠して、認証を取り消される。

第4項 クラブに発給する認証状は、理事会で承認された書式ならびに用語による世界共通のものとする。

第5項 認証状には、結成されたクラブが所属する連盟の会長とセクレタリーが署名する。

第5条

エンブレム

第1項 国際ソロプチミストのエンブレムは、世界共通のものとする。

第2項 公式エンブレムとは、円盤上に両腕でソロプチミストのバナーを掲げる女性像があり、女性の背後に太陽の光が広がり、バナーの片側からは榎の実と葉が下がり、他方からは月桂樹の葉が垂れ、“International”の文字が外円にあるものとする。

第3項 各連盟は、エンブレムが好ましくない広告や営利目的に利用されないように保護し、かつその会員ピンとしての使用を、適格な会員に対するものに制限する。本条項の特例として、国際ソロプチミストまたは連盟の上級職員の身分を明らかにするために、エンブレムを使用することができる。

第6条

連 盟

第1項 理事会は、3ヶ国以上にあるクラブで構成される連盟を設立することができる。国際ソロプチミストの枠内で、各連盟はその管轄区域においては自主的に活動する。

第2項 各連盟の名称は、理事会がこれを決定する。ただし、既存の連盟名称変更は、影響を受ける連盟の承認なしには行われぬ。各連盟に所属する国の名前は、国際ソロプチミスト会計年度末に毎年1回発表される。

第7条

理 事 会

第1項 理事会は、国際ソロプチミストの役員および各連盟から3名の代表によって構成される。連盟代表のうち1名は連盟会長でなければならないが、緊急の場合には連盟役員のいずれかを会長代理にすることができる。他の2名は連盟の手続に従って選ぶものとする。

第2項 理事会は、国際ソロプチミストの全般に関して責任がある。

第3項 理事会は、毎年1回、そして必要かつ予算内で可能とみなされた場合は適時に会合を持つ。大会年の理事会会合は大会と接続して開催される。

第4項 理事会会合の招集状ならびに予定議事日程は、会合開催日の90日以前に送付される。最終議事日程は開催日の30日以前に送付される。

第5項 議題は、理事会メンバー、プログラム・ディレクターまたは常任委員会より提出することができ、議事日程に含まれる。ただし、議題は会長と第16条に述べる雇用職員（以下事務局長と呼称する）が開催日の60日以前に受理しているものとする。議題の追加は会合で出席している投票有権者の3分の2の賛成投票により行なうことができる。

第6項 以下のメンバーは理事会会合に出席することができ、招集状と議事日程が送付される。

- a) 理事会メンバー
- b) プログラム・ディレクター
- c) アシスタント・プログラム・ディレクター
- d) 連盟のプログラム・ディレクター／リエゾン
- e) 議事手続コンサルタント
- f) 常任テクニカル委員会委員長
- g) 会長が適時招請する特別委員会委員長ならびにその他の者
- h) 連盟裁量による1名ないし2名のコンサルタント

第7項 以下のメンバーは大会時に開催される理事会会合に出席することができる。

- a) 各リジョンまたは各ユニオンから1名のデレゲート。

デレゲートは、各連盟が採択した手続に従ってその代表する地域に所在するクラブから選出される。

- b) 当該連盟会長から任命され発言権のないオブザーバーとして出席する追加メンバー。ただし収容可能規模によって国際ソロプチミスト会長はその数を制限する。

第8項 国際ソロプチミストのポリシー、運営ならびにプログラムの全ての問題に関して、各連盟代表の3名は投票権を有する。第11項で別段に規定されている以外には、出席しているその他のメンバーには発言権はあるが投票権はない。

第9項 本定款に別段規定がない限り、いずれの議案も、その賛成議決には、出席し投票権を有するボーティング・メンバーの3分の2の賛成投票を要する。但し、連盟内の国の割当、国際ソロプチミストに納入すべき会員1人あたりの諸費、国際的な拡張への資金提供に関連した議案は除くものとし、その賛成議決には、出席し投票権を有する各連盟からの2名のボーティング・メンバーの賛成投票を要する。

第10項 人事に関する場合、表決は無記名投票によるものとし、賛成議決には投票有資格者の3分の2の賛成投票を要する。

第11項 大会時に開催される理事会会合において出席デレゲートは、国際ソロプチミストのプログラムに関する議案の採択に1票の権利を有する。賛成議決には出席し投票権を有するデレゲートと出席し投票権を有するボーティング・メンバーの3分の2の賛成投票を要する。

第12項 本定款に別段の規定がない限り、理事会会合の開催されない期間に生じたいずれの業務についても、郵便投票によって処理することができる。

第13項 郵便投票は会長の権限によって発給された投票用紙によって行なう。投票用紙には投票締切期日を明示し、締切期日は投票用紙の発給日から30日以内であることを要する。もしその期日が過ぎても、その議案が議決されない場合は、締切期日をさらに14日間延長する旨の2回目の通達を送る。延長期日に至ってもなおその議案を可決するために必要な票数が得られない場合は、その議案は否決となる。本条の第8項、9項、10項に述べられた手続きが適用される。その議案を議決するに十分な票数が得られた時点で速やかにその議決の結果が発表され、議事録に綴り込まれる。

第14項 本定款に別段の規定がない限りあるいは理事会で決定されない限り、議決事項はすべてその効力を直ちに発する。

第8条

役員

第1項 国際ソロプチミストの役員は、会長、トレジャーラー、第10条第2項の会長エレクト、ならびに直前会長とする。

第2項 第10条第2項の規定に従って、各役員任期は、2年または後任者が就任するまでとする。役員は2期続けて同じ役職に就くことはできない。会長およびトレジャーラーは、理事会による決定および最終会合の議事日程での通知により、最終理事会会合の閉会時または大会閉会時にその任に就く。

第3項 会長は、

国際ソロプチミストの主席役員を務めることによりその業務運営を指揮し、理事会から任じられたまたは本定款および「国際ソロプチミスト ポリシー・手続・プログラム」に定められた、本役職に関係する任務を遂行する。

第4項 トレジャーラーは、

国際ソロプチミストの財務取引を監督し、理事会から任じられたまたは本定款および「国際ソロプチミスト ポリシー・手続・プログラム」に定められた、本役職に関係するその他の任務を遂行する。

第5項 会長エレクトは、

理事会から任じられたまたは本定款および「国際ソロプチミスト ポリシー・手続・プログラム」に定められた任務を遂行する

第6項 直前会長は、

理事会会合の議事録の作成および「SI手続」の見直しと改定を監督し、理事会から任じられたまたは本定款および「国際ソロプチミスト ポリシー・手続・プログラム」に定められたその他の任務を遂行する。

第7項 会長が一時的に職務遂行が不能となった場合には、会長エレクトが、会長エレクトがまだ就任していない場合は直前会長が、臨時会長として職務を代行する。トレジャーラーまたは会長エレクトが一時的に職務遂行が不能となった場合には、会長は、その職務不能役員が所属する連盟の会長と協議した後に、当該連盟から臨時の役職代行者を任命する。

第8項 その他の役職の空席は、辞任した役員が所属する連盟から指名されたメンバーによって理事会が補充する。

第9条

役員資格要件

第1項 国際ソロプチミストの各役員は、選挙立候補時に現に専門職またはビジネス、あるいは専門職またはビジネス従事者に相当する地位または責務を有する職業に従事していることを要する。またソロプチミスト・クラブのメンバーであることを要する。

第2項 国際ソロプチミストの役員は、その任期の最終年間に会員としての資格に変更があっても役職に変更はない。ただし引き続きソロプチミスト・クラブのメンバーであることを要する。

第3項 国際ソロプチミストの役員は、同時に連盟レベルの役職に就くことはできない。

第10条

指名と選挙

第1項 会長ならびにトレジャラーは、同じ連盟から会長とトレジャラーが選出されることを回避する必要がある場合を除き、設定された輪番制に従って選出される。ただし、ある連盟が役職の順番を放棄しても設定された輪番の順序に変わりはない。

第2項 次2年期の会長は、奇数年の12月31日までに指名され、翌年の1月31日までに郵便投票によって選出される。立候補者は、その時からさかのぼって10年以内に、連盟会長としての任期を満了していなければならない。会長を出す権利のある連盟に適格な候補者がいない場合は、その順番を放棄したものと見なされ、その次の順番に当たる連盟が90日以内に被指名者（ノミニー）1名を提出する。

第3項 トレジャラーは、その任期が開始する理事会会合の開催年の1月1日までに選出される。

第4項 事務局長は、選挙の少なくとも180日前に、当該連盟に1名の役職被指名者名を提出するよう要請する。同連盟は、選挙の少なくとも90日前に、1名の役職被指名者名を理事会の各メンバーに送付される資格概要書を添付して提出する。

第5項 選挙は、無記名投票によって行われ、単純多数の得票者を当選者とする。

第6項 ボーティング・メンバーが候補者である場合にも、投票の資格を失うことはない。役職に当選したならば、ボーティング・メンバーは、その所属連盟の投票権のある代表者を務められなくなる。

第7項 緊急時には理事会が指名を行うことができる。

第11条

プログラム

第1項 国際ソロプチミストの目的を遂行するプログラムは、以下の分野を網羅するプログラム・ディレクターの指導のもとに実施する。

経済的社会的開発
教育
環境
保健
人権／女性の地位
国際親善と理解

第2項 プログラム・ディレクターとアシスタント・プログラム・ディレクターは、会長、直前会長、4連盟の会長から成る選考委員会によって任命される。任期は2年間とし、選考委員会によって再任された場合さらに2年間務める。現職者が再任の検討を受けるためには、募集が公示されたときに応募し、適格者として選ばなければならない。

第3項 プログラム・ディレクターは、国際ソロプチミストのプログラム全般を指揮し、理事会から任じられたまたは本定款および「国際ソロプチミスト ポリシー・手続・プログラム」に定められた、その他の任務を遂行する。

第12条

常任委員会

第1項 以下の常任委員会を置く。

定款決議
財 務
拡 張

第2項 各委員会は、

- a) 委員長ならびに各連盟から同数の代表者をもって構成する。
- b) 2年間（さらに2年間の再任を妨げない）、また後任者が任命されるまで在任する。
- c) 理事会に毎年かつ必要に応じて報告する。
- d) 理事会に対して直接責任を持つ。

第3項 各委員会委員長は、その担当委員会の活動の指導と調整に責任があり、本定款および「国際ソロプチミスト ポリシー・手続・プログラム」に定められた任務の遂行状況を会長に報告する。各連盟の代表は、本定款および「国際ソロプチミスト ポリシー・手続・プログラム」に定められた任務の遂行に責任があり、委員会の活動について連盟会長に報告する責任を有する。

第4項 定款決議委員会は、

本定款および「国際ソロプチミスト ポリシー・手続・プログラム」に必要な改正が加えられ、これらの文書が本組織に求められる事項を正確に反映するようにする。これらの文書の解釈について助言を提供する。

第5項 財務委員会は、

国際ソロプチミストの財務に関して理事会に勧告を行い、本組織の予算を作成し、監視し、再検討する。これには、資金調達目的のための年会費改定の勧告を含む。

第6項 拡張委員会は、

拡張に関連した事項について理事会に勧告を行う。これには、世界的な拡張に向けた戦略を設定し革新的手法を開発すること、連盟から要請があった場合に問題領域に対する支援策を明らかにすることを含む。

第7項 本定款に特に定められている任務に加えて、各委員会は、理事会より勧告された活動ならびに理事会から指示されたその他の任務を遂行する。

第8項 理事会は必要な委員会を追加する権限を有する。それらの委員会の委員長と委員は、本定款および「国際ソロプチミスト ポリシー・手続・プログラム」に定められた、また、理事会から命じられた任務を遂行する。

第9項 その他の役職保持者は、その役職の任命を受けたのが会長、理事会のどちらからであっても、本定款および「国際ソロプチミスト ポリシー・手続・プログラム」に定められたまた、理事会から命じられた任務を遂行する。

第13条

国際連合への代表

第1項 国際ソロプチミストは、国際連合その各機関ならびに国際ソロプチミストを認定しているその特別機関に代表を派遣する。

第2項 会長は、可能ならばプログラム・ディレクターおよび適当な連盟会長と協議のうえ、国際連合、国連の関連機関ならびに当該連盟に置かれた特別プログラムへの代表、デレゲート、オブザーバーを任命することができる。そのような任命は、理事会により確定されるものとする。

第3項 代表者は、定款および「国際ソロプチミスト ポリシー・手続・プログラム」に従って国際ソロプチミストを代表する。代表者は、定期的にまた会長の要請によるその他の時に簡潔な報告書を提出する。

第4項 プログラム・ディレクターは、国際代表者たちの活動を調整する。

第14条

国際大会

第1項 国際ソロプチミストは、理事会の定める日時、場所において4年毎に大会を開催する。

第2項 緊急事態により大会の開催が望ましくない場合には、理事会は大会を延期または中止することができる。緊急事態が解消し、実施可能になれば速やかに大会を開催する。

第3項 会長は、大会時には、直前会長の協力を得て大会プログラムに対する責任を負う。会長と直前会長は、会長エレクト、理事会メンバーならびに必要と思われるその他の人々に相談することができる。

第4項 区域内で大会が開催される連盟は、会長の指示によって、直前会長の協力を得て、接遇や会場設備など大会に際して必要な一切を準備しなければならない。

第5項 大会の予定プログラムは、大会開催日の90日以前に全理事会メンバー、国際ソロプチミストのプログラム・ディレクターならびに常任委員会メンバーに送付しなければならない。

第15条

財務

第1項 国際ソロプチミストの会計年度は、毎年1月1日から12月31日迄とする。

第2項 各連盟は、毎年6月30日現在の会員総数に基づく年会費を納入しなければならない。会費はその年の12月31日以前に納付しなければならない。会費の納入期日を過ぎて30日以内に支払われない場合、その連盟またはクラブは適格でないと見なされる。

第3項 年会費の額は理事会が定める。会費の増額はその採択から1年を経過しなければ有効とならない。

第4項 会計簿類の監査は個別に毎年、また理事会の指示によるその他の時に実施される。監査に当たるのは公認会計士であることを要する。

第5項 資金に責任を有する役員、メンバー、職員等は理事会が決定した額の身元保証保険に加入する。

第16条

本部事務局

理事会の決定した場所に国際本部事務局を設置する。事務局の業務は雇用職員の指示によって行われる。

第17条

決議案

第1項 本定款(第2条)に定められた国際ソロプチミストの目的ならびに決意の枠内でのポリシー、運営、プログラムに関する決議は、連盟、国際理事会メンバーまたは常任委員会から、議案の形で提出することができる。さらに、プログラムに関する決議案は、国際ソロプチミストのプログラム・ディレクター、連盟内のクラブ、クラブの集合体またはその他の地域区分から、議案の形で提出することができる。ただし、このような決議案は連盟の手続に従って、当該連盟の事前承認を得ていなければならない。

第2項 国際大会の開催年に理事会会合で審議される決議案は、その年の1月1日までに、議案の形で提出する。その他の時期に開催される理事会会合で審議される決議案は、その開催日より180日以前に、または定款決議委員会が提出する場合は90日以前に、議案の形で提出する。そのような決議案は、国際会長と事務局長、各連盟の会長と連盟事務局ならびに定款決議委員会委員長にコピーを送付することにより提出する。

第3項 提出された決議案に関する定款決議委員会の報告と勧告は、議事日程とともに理事会メンバーに送付される。

第4項 緊急を要する決議は、理事会の承認を得て会合中に提出することができる。

第18条

改正

第1項 本定款は、以下の手続きに従って、各連盟の2名のボーティング・メンバーの賛成投票によって改正できる。

- a) 改正案は、連盟、国際理事会メンバー、国際ソロプチミストのプログラム・ディレクター、常任委員会から提出できる。
- b) 定款決議委員会による改正案は、その審議が行われる理事会会合の90日以前に提出しなければならない。

- c) 国際大会の開催年に理事会会合で審議されるその他の改正案は、その年の1月1日以前に提出しなければならない。その他の理事会会合で審議される改正案は、開催日の180日以前に提出しなければならない。
- d) 改正案は、国際会長と事務局長、各連盟の会長と連盟事務局ならびに定款決議委員会委員長にコピーを送付することにより提出する。
- e) 提出された改正案に関する定款決議委員会の報告と勧告、さらには委員会の提案は、最終議事日程とともに理事会メンバーに送付しなければならない。

第2項 定款の改正は、その採択に先だつてまたは採択する動議の中で理事会が別段に規定しない限り、それを採択した理事会会合の終了時にその効力を発する。

第3項 連盟がその連盟内の1つ以上の指定されたクラブに関して定款の規定適用除外措置を申請した場合、理事会はそれを許可することができる。ただし、理事会は、次の事項に充当していることを確認しなければならない。

- a) 定款に含まれる規定が、国、州、またはそれに相当するレベルで当該クラブに適用される法律に反しており、

かつ

- b) その規定適用除外措置によって、ソロプチミズムの目的と決意に矛盾することがない。

第19条

プログラム・ポリシー・手続

第1項 「SI ポリシー・手続・プログラム」と題された文書を置き、そこにはプログラム、ポリシー、手続に関する情報を含める。この文書は、国際レベルで役職に就いている会員が自己の任務を遂行し、全ての会員に本組織のプログラムと国際ソロプチミストの活動の両方を理解させるのを助ける。

第2項 「SI ポリシー・手続・プログラム」には、継続的な重要性と効力を持った措置が含まれる。この文書は、理事会議事録の公表、承認の後に事務局長によって更新され、会長、直前会長、手続コンサルタント、定款決議委員会委員長によって定期的に見直される。そのような見直しから生じたいかなる改正も、理事会の承認を受けるものとする。

第20条

解 散

第1項 国際ソロプチミストは、各連盟の2名のポーティング・メンバーの賛成投票によって解散することができる。

第2項 未処理の負債は免除され、残余財産は分配される。

第3項 解散時に剰余金があった場合は、英国で登録可能な慈善資格を有する組織あるいは、英国に存在したならば慈善資格を有しているであろう組織に支払われる。

第4項 本条の第3項に述べられているように剰余財産を分配する際には、理事会は国際ソロプチミストの目的とプログラムに配慮する。